

令和5年6月6日

郡市区等医師会長 殿

一般社団法人大阪府医師会
会長 高井康之
(公印省略)

「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の
一部を改正する法律」の公布について

平素より本会会務の運営に特段のご理解・ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が5月19日に公布され、順次施行することとされたことに伴い、別添のとおり、厚生労働省医政局長等より都道府県知事等に通知がなされ、日本医師会から本会に対しても周知方依頼がありました。

改正の趣旨は、「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するため、出産育児一時金に係る後期高齢者医療制度からの支援金の導入、後期高齢者医療制度における後期高齢者負担率の見直し、前期財政調整制度における報酬調整の導入、医療費適正化計画の実効性の確保のための見直し、かかりつけ医機能が発揮される制度整備、市町村による介護情報の収集・提供等に係る事業の創設等の措置を講ずること」であります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知の上、郡市区医師会および会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

◇改正法の主な内容（項目抜粋）

1 健康保険法の一部改正

- (1) 出産育児交付金等に関する事項
- (2) 前期高齢者納付金等に関する事項
- (3) 支払基金等への事務の委託に関する事項
- (4) 健康保険組合に対する交付金に関する事項
- (5) 退職者給付拠出金の経過措置に関する事項

2 船員保険法の一部改正

- (1) 出産育児交付金等に関する事項
- (2) 支払基金等への事務の委託に関する事項
- (3) 退職者給付拠出金の経過措置に関する事項

3 国民健康保険法の一部改正

- (1) 損害賠償請求権等に関する事項
- (2) 出産育児交付金等に関する事項

- (3) 出産した被保険者等に係る国民健康保険料等の免除措置に関する事項
- (4) 都道府県国民健康保険運営方針に関する事項
- (5) 医療費適正化に関する事項
- (6) 支払基金等への事務の委託に関する事項
- (7) 退職被保険者等の経過措置等に関する事項

4 地方税法の一部改正

- (1) 出産育児交付金等に関する事項
- (2) 出産した被保険者等に係る国民健康保険税の免除措置に関する事項
- (3) 退職被保険者等所属市町村における国民健康保険税の課税の特例に関する事項

5 高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正

- (1) 医療費適正化計画等に関する事項
- (2) 前期高齢者交付金等に関する事項
- (3) 後期高齢者負担率に関する事項
- (4) 出産育児支援金等に関する事項
- (5) 資料の提供等に関する事項
- (6) 支払基金等への事務の委託に関する事項
- (7) 前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金の額の算定の特例等に関する事項

6 社会保険診療報酬支払基金法の一部改正

7 医療法の一部改正

- (1) 病院等の管理者及び都道府県知事による報告等に関する事項
- (2) 継続的な医療を要する者に対する説明に関する事項
- (3) 地域医療支援病院及び特定機能病院に関する事項
- (4) 医療計画等の記載事項の見直しに関する事項
- (5) かかりつけ医機能の確保に関する事項
- (6) 医療法人に関する情報の調査及び分析等に関する事項
- (7) 地域医療連携推進法人の認定及び業務等に関する事項

8 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律の一部改正

9 独立行政法人福祉医療機構法の一部改正

- (1) 独立行政法人福祉医療機構の業務に関する事項

10 良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律の一部改正

11 介護保険法の一部改正

- (1) 介護サービスを提供する事業所等における生産性の向上に関する事項
- (2) 複合型サービスの定義の見直しに関する事項
- (3) 地域包括支援センターの業務の見直しに関する事項

- (4) 介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等に関する事項
- (5) 介護情報の収集・提供等に係る事業の創設に関する事項
- (6) 介護保険事業計画の見直しに関する事項

(参考) 令和5年5月12日 第98回社会保障審議会医療部会資料より

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の概要

改正の趣旨

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するため、出産育児一時金に係る後期高齢者医療制度からの支援金の導入、後期高齢者医療制度における後期高齢者負担率の見直し、前期財政調整制度における報酬調整の導入、医療費適正化計画の実効性の確保のための見直し、かかりつけ医機能が発揮される制度整備、介護保険者による介護情報の収集・提供等に係る事業の創設等の措置を講ずる。

改正の概要

1. こども・子育て支援の拡充

【健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律等】

- ① 出産育児一時金の支給額を引き上げる（※）とともに、支給費用の一部を現役世代だけでなく後期高齢者医療制度も支援する仕組みとする。
（※）42万円→50万円に令和5年4月から引き上げ（政令）、出産費用の見える化を行う。
- ② 産前産後期間における国民健康保険料（税）を免除し、その免除相当額を国・都道府県・市町村で負担することとする。

2. 高齢者医療を全世代で公平に支え合うための高齢者医療制度の見直し

【健保法、高確法】

- ① 後期高齢者の医療給付費を後期高齢者と現役世代で公平に支え合うため、後期高齢者負担率の設定方法について、「後期高齢者一人当たりの保険料」と「現役世代一人当たりの後期高齢者支援金」の伸び率が同じとなるよう見直す。
- ② 前期高齢者の医療給付費を保険者間で調整する仕組みにおいて、被用者保険者においては報酬水準に応じて調整する仕組みの導入等を行う。健保連が行う財政が厳しい健保組合への交付金事業に対する財政支援の導入、被用者保険者の後期高齢者支援金等の負担が大きくなる場合の財政支援の拡充を行う。

3. 医療保険制度の基盤強化等

【健保法、船保法、国保法、高確法等】

- ① 都道府県医療費適正化計画について、計画に記載すべき事項を充実させるとともに、都道府県ごとに保険者協議会を必置として計画の策定・評価に関与する仕組みを導入する。また、医療費適正化に向けた都道府県の役割及び責務の明確化等を行う。計画の目標設定に際しては、医療・介護サービスを効果的・効率的に組み合わせた提供や、かかりつけ医機能の確保の重要性に留意することとする。
- ② 都道府県が策定する国民健康保険運営方針の運営期間を法定化（6年）し、医療費適正化や国保事務の標準化・広域化の推進に関する事項等を必須記載とする。
- ③ 経過措置として存続する退職被保険者の医療給付費等を被用者保険者間で調整する仕組みについて、対象者の減少や保険者等の負担を踏まえて廃止する。

4. 医療・介護の連携機能及び提供体制等の基盤強化

【地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律、医療法、介護保険法、高確法等】

- ① かかりつけ医機能について、国民への情報提供の強化や、かかりつけ医機能の報告に基づく地域での協議の仕組みを構築し、協議を踏まえて医療・介護の各種計画に反映する。
- ② 医療・介護サービスの質の向上を図るため、医療保険者と介護保険者が被保険者等に係る医療・介護情報の収集・提供等を行う事業を一体的に実施することとし、介護保険者が行う当該事業を地域支援事業として位置付ける。
- ③ 医療法人や介護サービス事業者に経営情報の報告義務を課した上で当該情報に係るデータベースを整備する。
- ④ 地域医療連携推進法人制度について一定の要件のもと個人立の病院等や介護事業所等が参加できる仕組みを導入する。
- ⑤ 出資持分の定めのある医療法人が出資持分の定めのない医療法人に移行する際の計画の認定制度について、期限の延長(令和5年9月末→令和8年12月末)等を行う。

施行期日

令和6年4月1日（ただし、3①の一部及び4⑤は公布日、4③の一部は令和5年8月1日、1②は令和6年1月1日、3①の一部及び4④は令和7年4月1日、4③の一部は公布後3年以内に政令で定める日、4②は公布後4年以内に政令で定める日）

かかりつけ医機能が発揮される制度整備

趣旨

- ▶ かかりつけ医機能については、これまで医療機能情報提供制度における国民・患者への情報提供や診療報酬における評価を中心に取り組まれてきた。一方で、医療計画等の医療提供体制に関する取組はこれまで行われていない。
- ▶ 今後、複数の慢性疾患や医療と介護の複合ニーズを有することが多い高齢者の更なる増加と生産年齢人口の急減が見込まれる中、地域によって大きく異なる人口構造の変化に対応して、「治す医療」から「治し、支える医療」を実現していくためには、これまでの地域医療構想や地域包括ケアの取組に加え、かかりつけ医機能が発揮される制度整備を進める必要がある。
- ▶ その際には、国民・患者から見て、一人ひとりが受ける医療サービスの質の向上につながるものとする必要があることから、
 - ・ 国民・患者が、そのニーズに応じてかかりつけ医機能を有する医療機関を適切に選択できるための情報提供を強化し、
 - ・ 地域の実情に応じて、各医療機関が機能や専門性に応じて連携しつつ、自らが担うかかりつけ医機能の内容を強化することで、地域において必要なかかりつけ医機能を確保するための制度整備を行う。

概要

(1) 医療機能情報提供制度の刷新(令和6年4月施行)

- ・ かかりつけ医機能(「身近な地域における日常的な診療、疾病の予防のための措置その他の医療の提供を行う機能」と定義)を十分に理解した上で、自ら適切に医療機関を選択できるよう、医療機能情報提供制度による国民・患者への情報提供の充実・強化を図る。

(2) かかりつけ医機能報告の創設(令和7年4月施行)

- ・ 慢性疾患を有する高齢者その他の継続的に医療を必要とする者を地域で支えるために必要なかかりつけ医機能(①日常的な診療の総合的・継続的実施、②在宅医療の提供、③介護サービス等との連携など)について、各医療機関から都道府県知事に報告を求めるとする。
- ・ 都道府県知事は、報告をした医療機関が、かかりつけ医機能の確保に係る体制を有することを確認し、外来医療に関する地域の関係者との協議の場に報告するとともに、公表する。
- ・ 都道府県知事は、外来医療に関する地域の関係者との協議の場で、必要な機能を確保する具体的方策を検討・公表する。

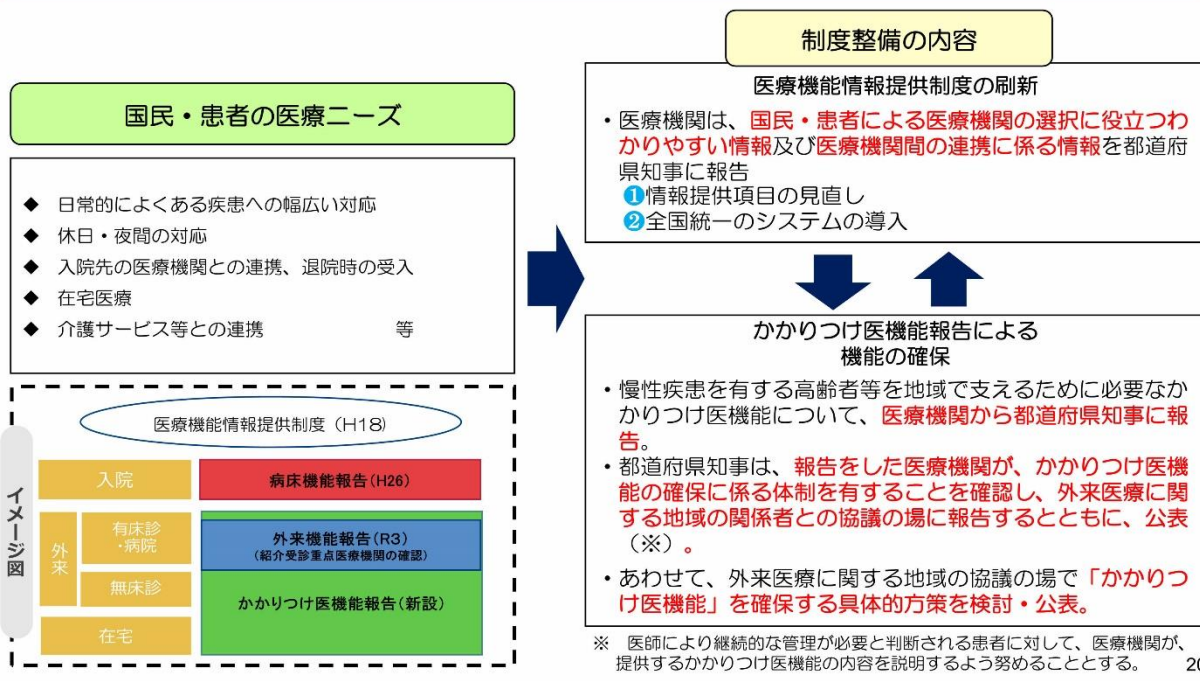
(3) 患者に対する説明(令和7年4月施行)

- ・ 都道府県知事による(2)の確認を受けた医療機関は、慢性疾患を有する高齢者に在宅医療を提供する場合など外来医療で説明が特に必要な場合であって、患者が希望する場合に、かかりつけ医機能として提供する医療の内容について電磁的方法又は書面交付により説明するよう努める。

19

かかりつけ医機能が発揮される制度整備の骨格

- 国民・患者はそのニーズに応じて医療機能情報提供制度等を活用して、かかりつけ医機能を有する医療機関を選択して利用。
- 医療機関は地域のニーズや他の医療機関との役割分担・連携を踏まえつつ、かかりつけ医機能の内容を強化。



一般社団法人大阪府医師会

- 保険医療課 TEL: 06-6763-7001 (医療保険制度等に関すること)
- 地域医療1課 TEL: 06-6763-7012 (医療計画等に関すること)
- 地域医療2課 TEL: 06-6763-7002 (介護保険等に関すること)
- 総務課企画室 TEL: 06-6763-7021 (医療機能情報提供制度等に関すること)
- 経理課 TEL: 06-6763-7005 (医療法人等の経営情報データベース化に関すること)